

令和2年12月9日招集

## 令和2年 棚倉町議会定例会12月会議提出議案町長説明要旨

本日ここに、令和2年棚倉町議会定例会12月会議の開催にあたり、年の瀬を迎えお忙しい中、御出席を賜り心より感謝を申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症についてであります。全国的に猛威を振るい、感染拡大が続く中、本町においては、8月の感染者確認以降、発生しておりません。これは、町民の皆様の御理解と御協力によるところであり、改めまして感謝申し上げます。

また、町民の皆様には、「感染症は誰もが感染すること」を再認識していただきまして、感染防止の3つの基本である、ソーシャルディスタンスの確保・マスクの着用・手洗いの徹底と感染リスクの高い行動や3密場面の回避を引き続きお願いいたします。

収束の見通しの立たない「ウイズコロナ」の状況下ではあります。町民の皆様の健康と安心、そして生活を守るため、引き続き正しい情報の発信、感染防止対策と地域経済活動の支援に取り組んでまいります。

さらに、感染予防とICTを活用した「新しい生活様式」に対応した取り組みとして、去る11月4日に実施しました青少年の主張発表会を、ルネサンス棚倉を会場に、本町でははじめて、ライブ動画の配信により実施いたしました。発表者以外の児童・生徒については、各学校において同時刻にインターネット上で発表の様態を視聴したところであり、この発表の様態は、今年度末まで町ホームページ上から動画を御覧いただけるようになっております。また、今後は、成人式等各種式典及びイベントにおきましても、単に中止にするのではなく、ICTを活用するなど、可能な限り、創意工夫を図りながら開催できる方法を検討してまいります。

次に、11月7日から23日までの紅葉の時期に「秋のたなぐら文化財展」を開催し、現在は、「冬のたなぐら文化財展」を開催しているところでありますが、いずれの企画展につきましても、コロナ禍の中、町民や近隣市町村の方々を中心に御来場いただいているところであり、今後も歴史的建造物八槻家住宅の活用と併せて、町の歴史的資源の魅力を広くPRできる機会の創出に努めてまいります。

次に、コロナ禍で延期となっていた住民定期健康診査についてであります。例年より5か月遅れで11月に実施したところであります。

生活習慣病の発症及び重症化予防のために、まずは年に1度の定期健康診査や適切な治療、そして生活習慣の改善に取り組んでいただくことが大切でありますので、引き続き、健康診査及び保健指導の向上に努めてまいります。

次に、令和2年産米の旧町村ごとのモニタリング検査についてであります。放射性セシウムの検出はありませんでしたので、全ての地区において、出荷・販売が可能となっております。今後も引き続き、米の安全・安心対策に努め、さらに、棚倉町の美味しい農作物のPRを図ってまいります。

次に、地域おこし協力隊についてであります。今年の9月から図書活動推進員として新たに任用し、活動拠点を図書館へ置きながら、小・中学校の図書に関する支援を行っております。図書の並び替えや見やすい展示により、使いやすくと好評であり、今後も、さらにその活動を通して、読書に親しみやすい環境を築きながら、学校教育や生涯学習の充実に繋げてまいります。

次に、東白川郡内4町村で構成する、東白川地方自転車活用推進協議会において設定したサイクリングコース全長約75キロメートル「奥久慈街道～信号のほとんどない道～」が観光庁所管のランナーズインフォメーション研究所から優れたモデルルートとして認定され、去る10月29日に鮫川村鹿角平観光牧場で認定式が執り行われました。今後は、サイクリングコースのPRをとおして、全国のサイクリストの皆様へ東白川地方と本町の魅力を発信してまいります。併せて、案内板の設置や路面整備等の推進を図ってまいります。

さて、本定例会に提出いたします議案は、令和2年度棚倉町一般会計及び特別会計並びに上水道事業会計の補正予算に関する議案7件、条例の制定及び一部改正に関する議案4件、棚倉町公の施設の指定管理者の指定についての議案1件の総数12件であり、提出議案につきましてその概要を御説明申し上げます。

まず、議案第57号 令和2年度棚倉町一般会計補正予算についてであります。主な内容は、歳入については、町税、国・県補助金、地方交付税や町債の増額、さらには、ふるさと納税に伴う寄附金の増額等であります。歳出については、ふるさと納税推進事業費、自立支援給付障害児通所支援等事業費、保育所運営費、道路メンテナンス補助事業費等の増額補正であります。

次に、議案第58号 令和2年度棚倉町国民健康保険特別会計補正予算についてであります。主な内容は、療養給付費等の増額補正であります。

次に、議案第59号 令和2年度棚倉町後期高齢者医療特別会計補正予算についてであります。主な内容は、制度改正に伴うシステム改修費等の増額補正であります。

次に、議案第60号 令和2年度棚倉町介護保険特別会計補正予算についてですが、主な内容は、一般事務費等の増額補正であります。

次に、議案第61号 令和2年度棚倉町公共下水道事業特別会計補正予算についてですが、主な内容は、消費税の確定等による減額補正であります。

次に、議案第62号 令和2年度棚倉町農業集落排水事業特別会計補正予算についてですが、主な内容は、人事異動による人件費等の減額補正であります。

次に、議案第63号 令和2年度棚倉町上水道事業会計補正予算についてですが、主な内容は、収益的収入については、消費税還付金の増額、収益的支出については、動力費等の支出見込による減額、資本的収入については、配水管布設替工事に伴う消火栓更新工事負担金の増額補正であります。

次に、議案第64号 棚倉町立幼稚園利用者負担額等の無償化に関する条例についてですが、令和3年度から更なる幼児教育の推進を目的に、幼稚園送迎バス使用料においても無償化しようとすることから、これまでの棚倉町立幼稚園利用者負担額等及び送迎バス使用料に関する条例を廃止し、新たに条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第65号 棚倉町放課後児童健全育成事業費用の徴収に関する条例の一部を改正する条例についてですが、放課後児童クラブの実施に当たり、新型コロナウイルス感染症等の発症により児童クラブを休所した場合において、負担金の一部又は全部を返還できる改正をしようとするものであります。

次に、議案第66号 棚倉町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてですが、地方税法の一部改正等に伴い、特例基準の割合の名称など所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第67号 棚倉町町営住宅条例の一部を改正する条例についてですが、老朽化の著しい祖父岡団地について、全ての住宅を取り壊したため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第68号 棚倉町公の施設の指定管理者の指定についてですが、棚倉町公の施設の指定管理者の手続等に関する条例第5条第1項第1号の規定により選定いたしました指定候補者である「株式会社 ルネサンス棚倉」に、公の施設でありますルネサンス棚倉の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議

決を求めようとするものであります。

以上が本定例会に提出いたしました議案の概要であります。詳細につきましてはそれぞれ主管課長より説明させますので、慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。提出議案の説明といたします。